

総務省「地方公共団体の技能労務職員等の平均給与月額等について －民間部門との比較－」を批判する（談話）

2007年7月6日

日本高等学校教職員組合

生活権利部長 藤田 新一

総務省は7月3日、「地方公共団体の技能労務職員等の平均給与月額等について」（以下「調査結果」）の記者会見をおこない、4日には総務省のホームページに全文と膨大な資料を掲載した。

マスコミ各社は、「官民の給与差鮮明（朝日新聞）」、「民間より高給 電話交換手 2.14倍、用務員 1.92倍 総務省は、全自治体に対し、データを参考に給与情報の開示と給与体系の見直しを含めた総点検を図るよう週内に通知する方針（毎日新聞）」などと報道した。

この問題にかかわって、総務省は6日、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（公務員部長通知）を各道府県宛に発した。

総務省が、この「調査結果」及び「通知」をおこなったねらいは、技能労務職員等の賃金を大幅に引き下げることであり、さらに、民間企業との比較の方法をはじめ人事院勧告制度の根幹にかかわる極めて重大な問題を内包している。到底容認・看過することはできない。

日高教は、下記の3点にわたり総務省の「調査結果」の問題点を指摘するとともに、「通知」は撤回すべきものであると考える。

第1の問題点は、技能労務職員等の賃金決定を人事院勧告制度から除外して、賃金水準の引き下げをねらい、人事院勧告制度の根幹を揺るがす危険性を内包していることである。

公務員賃金の決定は、労働基本権剥奪の代償機関としての人事院勧告制度のもとにおかれている。総務省の「調査結果」は、人事院勧告制度の根幹をなす「民間給与実態調査」をはじめとする現行の人事院勧告制度のシステムそのものを否定するものである。

人事院は、さまざまな問題点も内包しながらも、公務の行政職（一）と類似する職種を対象にして「民間給与実態調査」を行い、その調査結果にもとづき、勧告にあたっては行政職（一）表を基本にして「均衡」・「つりあい」をとり、行政職（二）表や公安職や医療職などの他の俸給表を作成しているのである。

第2の問題点は、比較対象の民間企業の企業規模についてである。人事院は、50人以上の企業を対象にしているが、総務省の「調査結果」はさらに少ない10人以上としていることである。また、非正規労働者を比較対象に含めていることも問題である。これは人事院の「民間給与実態調査」よりも低賃金の中小企業の労働者や非正規労働者と比較し、意図的に公務員（現業職員）の賃金が高いと見せかけるものである。

総務省が比較対象にする民間企業の清掃職員、調理師、用務員、バス運転手などは、派

遣・請負・パートなど非正規雇用が多く、低賃金に抑えられている。こうした職種との賃金比較は、技能労務職員の賃金をさらに引下げのための狡猾な世論誘導以外のなにものでもなく、断じて容認することはできない。

第3の問題点は、「骨太方針2007」の総人件費削減の具体化として、技能労務職員等の賃金引下げを皮切りに、地方公務員全体の賃金を引き下げるという結論ありきの「調査結果」及び「通知」である。

この間、総務省は「技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考として、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにすること」（行政改革の推進のための新たな指針）総務省、2005.3.29）としてきた。

この「指針」自体重大な問題を内包していることは、これまで幾度となく批判してきたところであるが、今回の総務省の「調査結果」及び「通知」は、「職務の性格や内容を踏まえつつ」との立場を投げ捨てて、「骨太方針2007」で示した「公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘がある地方の技能労務職員をはじめ地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能な見直しは平成20年度から実施にとりくむ」に沿って賃金引下げを具体化しようとするものである。

そのために、あえて、07 人事院勧告を目前にした時期に「調査結果」と「通知」をマスコミに発表したのである。

日高教は、学校現業職員に対する極めて不当な業務の民間委託や賃金引下げ攻撃が、学校で働く教職員全体の賃金引き下げの突破口であるにとらえ、それを阻止するために全教職員の課題として全力で奮闘してきた。そして、なによりもこの攻撃が、学校の「安心・安全」と教育そのものに対する攻撃であることを明確にし、その攻撃から子どもと教育を守るため、父母・地域住民にも呼びかけ共同をひろげてたたかってきた。

総務省の「調査結果」と「通知」を口実に、当局が学校現業職員に対して不当な攻撃をすることは断じて許されない。

いま、総務省がやるべきことは、民間のパート労働者の賃金よりもさらに低く、最低賃金すれすれの低賃金で働く公務職場の非正規雇用労働者の実態を明らかにすることである。同時に正規で働く公務労働者との「均等待遇」の視点に立った身分・待遇、労働条件の改善をはかることである。

こうした攻撃を許さないために地方人事委員会への要請、当局に対する申し入れ行動などのとりくみを強化することが重要である。各道府県での攻勢的なたたかいを呼びかけるとともに、日高教はその先頭に立って奮闘する決意を表明するものである。

以上